

「果樹剪定枝・薪ストーブ活用推進事業」のご案内



「果樹剪定枝・薪ストーブ活用推進事業」とは

長野地域（坂城町・長野市・須坂市・千曲市・小布施町・高山村・信濃町・小川村・飯綱町）において、「ストーブの薪が欲しい方（ユーザー）」と「不要な果樹剪定枝等を引き取ってほしい農家の方」を募り、それぞれに相手を紹介する事業です。

この事業を通じて、果樹の剪定枝等を薪ストーブなどの燃料（まき）として活用することで、地球温暖化の原因となる化石燃料に由来する二酸化炭素の排出を減らし、併せて不要な剪定枝等の有効活用を通じた農業振興支援を図ることを目的としています。

事業のおおまかな流れ

- ①ユーザー、または果樹剪定枝等を提供したい農家が、長野市地球温暖化防止活動推進センター（以下、センター）に郵送・ファックス・メールのいずれかの方法で申込み。
- ②センターで申込みを取りまとめ、適当と思われる何人かの住所・氏名など必要な情報を申込者それぞれに提供。
- ③ユーザー、農家ともに、提供された情報を基に条件が合いそうな相手方に問い合わせ。
- ④日時を調整し、ユーザーが相手方農家の果樹園など現地へ行き、必要な作業をして果樹剪定枝等を持ち帰る。

事業に申込みできる方

長野地域にお住まいの、以下のような方が対象です。

- ◆果樹農家で果樹剪定枝等の処分に困っている方（※庭木、建築廃材等は本事業の対象とはしていません。）
- ◆薪ストーブ等の燃料を自己調達したい方（※木を適当な長さに切る、割るなどの作業や、運搬などを自ら行える方）

申込み方法

希望する方は、（１）ユーザー（薪利用者）または（２）農家（薪提供者）の別に応じた専用の申込書に必要事項を記入の上、郵送、ファックス、メールのいずれかの方法でセンターへ提出してください。

申込み締切

11月8日（金）必着

ただし、農家（薪提供者）については、令和7年3月中旬頃まで受け付けます。

申込み・問い合わせ先

長野市地球温暖化防止活動推進センター

☎026-237-6681 FAX 026-237-6690 メール eco-mame@dia.janis.or.jp

申請書はこちらからダウンロードできます。また、坂城町企画政策課にもあります。



認知症についてご存じですか？

毎月9月は世界アルツハイマー月間とされ、認知症に関する普及啓発を行っています。

「認知症」とは、さまざまな脳の病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、記憶や判断力などの認知機能が低下して、社会生活に支障が出ている状態をいいます。年齢を重ねるほど、発症する可能性が高まり、今後も認知症の方は増え続けると予想されます。

また、65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」と呼んでいます。認知症は誰もがなりうる病気です。早期発見と治療が大切です。気になる症状がある方は早めに専門の医師に相談しましょう。もし専門の医師が分からなかったら、地域包括支援センターにご連絡ください。また、下記の窓口では電話相談を行っています。

相談窓口	電話番号	受付時間
認知症の人と家族の会 長野県支部	☎026-293-0379	月～金曜日 午前9時～正午
若年性認知症コールセンター (長野県宅老所・グループホーム連絡会)	☎0263-31-5006	月～金曜日 午後1時～8時 (祝日、年末年始を除く)

◎問い合わせ先 地域包括支援センター ☎82-3111（内線 137・138）直通 75-6205